平成28年度

嘉手納町観光情報発信事業

観光プロモーションビデオ制作業務

企画提案型公募要領

1. 事業名称

嘉手納町観光情報発信事業　観光プロモーションビデオ制作業務

1. 事業目的・内容

別紙「嘉手納町観光情報発信事業　観光プロモーションビデオ制作業務仕様書」のとおり

1. 契約期間等
2. 契約締結予定

本契約の締結は、審査結果を通知後10 日以内に行う。

1. 契約期間

契約日より平成29年3月17日(金)までとする。

1. 見積りに関する要件等

金額は4,780千円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

1. 参加資格

本事業に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件を満たした法人または複数の法人からなるコンソーシアムで、本事業の主務担当者がプレゼンテーションを行うこと。

* 1. 地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）第167 条の4 の規定に該当しないこと。
	2. 企画提案書の提出期限において、沖縄県内の自治体において指名停止の措置を受けていないこと。
	3. 業務担当者の専門知識及び業務執行能力に優れていること。
	4. 地域特性への理解と類似事例での豊富な業務経験を有していること。
	5. 業務を円滑に遂行するために必要なマネジメント能力に優れていること。
	6. 平成28年12月1日現在で、県内に本社または、支社もしくは事務所があること。
	7. 会社更生法第１７条又は民事再生法第２１条の規定に基づく更生手続又は再生手続を行っていないこと。
	8. 国税、県税及び市町村税について未納のないこと。

※指名通知時点または参加意思確認時点において参加資格を有する場合であっても、契約締結までの間に参加資格を喪失することになった場合は、契約を締結しないことがある。

* 1. コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの中に管理法人を１社置くものとする。管理法人は、本事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを構成する法人を代表とする。
1. 参加の手続き

（1）応募書類等の提出

企画提案書の提出は、事務局に持参するものとする。

①提出期限：平成28年12月22日（木）17時まで（厳守）

②提出場所：嘉手納町役場 企画財政課

〒904-0293 嘉手納町字嘉手納588

電話098-956-1111(内線231)　FAX098-956-9508

　　　　 ③提出部数：企画提案書　　　　　　　　　　　　　正本1部・副本9部

　　　　　　　　　 　今年度業務の実施方針（様式第５号）　正本1部・副本9部

　　　　　　　　　 　事業スケジュール、業務フロー　　　　正本1部・副本9部

　　　　　　　　　 　その他は正本1部

（2）公募要領等に対する質問の受付及び回答

　　「嘉手納町観光情報発信事業　観光プロモーションビデオ制作業務企画提案型公募要領」

及び「嘉手納町観光情報発信事業　観光プロモーションビデオ制作業務仕様書」に関して

疑義がある場合には、質問書（様式第6号）を記入し、下記メールアドレスへ電子メール

により提出すること。

※提出の際は、着信を確認すること

①提出期限：平成28年12月16日（金）17時まで（厳守）

②提出場所：嘉手納町役場 企画財政課

E-mail アドレス： 担当者メールアドレス t-kameya@town.kadena.lg.jp

③回答方法：質問に対する回答は、平成28年12月20 日（火）までに企画提案参加業者全てに電子メールにて行う。ただし、質問内容が、質問者の提案内容に密接に係るものについては、質問者に対してのみ、参加申込書に記載されたメールアドレス宛てに回答する場合がある。

※メール送信の件名は、「嘉手納町観光情報発信事業　観光プロモーションビデオ制作業務に係る質問」とすること。

７. 提出書類は次のとおりとする。

1. 企画提案参加申込書（様式第1 号）
2. 会社概要書（任意様式：A4版1枚）

以下の項目は必ず記載すること。

* + - * 1. 会社名
				2. 本社（支社、事務所）所在地
				3. 技術者数（本社、支社及び事務所）
				4. 営業種目
				5. 連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス）
1. 業務経歴書（様式第2号）
2. 業務の実施体制（様式第3号）
3. 配置予定者調書（管理責任者）（様式第4号－1）
4. 配置予定者調書（主務担当者・担当者）（様式第4号－2）
5. 今年度業務の実施方針（様式第５号）
6. 事業スケジュール・業務フロー（任意　Ａ4）
7. 企画提案書

A4 判両面印刷、縦づかい、横書き、10 ページ以内、書式は自由とする。

※提出は1業者1提案とし、提出部数は10部とする。またページ番号を記載すること

（10）見積書（詳細記載）1 部

（11）添付書類（各1 部）

①定款または寄付行為

②法人登記簿または商業登記簿謄本および代表者事項証明書（直近3 ヶ月以内のもの）

③国税、地方税の納税証明書

④会社概要

⑤本事業に類似する事業や人材育成事業における実績リスト

※（５）、（６）の配置予定者は、やむを得ない場合を除き変更出来ないものとする。

８. 企画提案書への記載事項

今回の企画提案は、観光プロモーションビデオ制作業務について提案を求めるものである。概ね以下の内容を示すこと。

1. プロモーションビデオの内容
2. 撮影場所
3. 撮影方法
4. 見積書
5. 撮影スケジュール
6. PRしたいこと

９．企画提案書等の取扱について

1. 企画提案（プレゼンテーション）に関して提出した書類等（以下、「企画提案書等」という。）は、この要領に認めるものを除き、変更又は取り消しができないものとする。
2. 提出された企画提案書等は一切返却しない。
3. 企画提案書等（プレゼンテーション）の作成・提出等の一切の経費は、提案者の負担とする。
4. 応募資格を有しない者が提出した企画提案書等は、無効とする。
5. 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
6. 企画提案書の提案者名は情報公開の対象とする。
7. 応募書類に不備・不足がある場合、審査の時の減点対象となる。
8. 応募した企画提案（プレゼンテーション）の著作権は、その応募者に帰属する。
9. 採用した企画提案（プレゼンテーション）の使用権は、嘉手納町に帰属する。

（10）企画提案が実施不可能および事前調整の不十分などにより大幅な変更が必要となった場合、契約の途中破棄を行う場合もある。

１０. 業者選定について

（1）選定の方法

① 選定委員会による審査により、優先候補者の順位を決定する。

② 提案内容の審査は、提出された書類に基づく書類審査（一次審査）及びプレゼンテーション　（二次審査）により行う。※審査委員長の決定により審査を省略することができる。

1. 選定委員会は、非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。
2. 選定委員会により選定した事業者が辞退した場合、又は、町との協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。
3. 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

（2）プレゼンテーションについて

* 1. プレゼンテーションの詳細については、後日連絡する。
	2. プレゼンテーションの順番については、事務局にてくじ引きを行い、その結果により決定する。
	3. 企画提案はパワーポイント等により実施し、「様式第4号－1」又は「様式第4号－2」に記載された配置予定者のうち、主たる担当者となる予定者がプレゼンテーションを行う。
	4. 審査会場への入場者は3名以内とし、持ち時間は15分程度とする。その後10分以内で質疑応答を予定。

１１. 審査内容及び結果の通知

各参加業者のプレゼンテーション終了後、次の項目により業者選定委員会が採点・審査を行い、後日すみやかに審査結果を通知する。

審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

・業務経歴・・・・・・・・・・配点：10／100

・業務実施体制・・・・・・・・配点：15／100

・企画提案の内容・・・・・・・配点：75／100

１２. 契約の締結権

業者選定委員会にて選定した業者と契約を締結するものとする。

※ 契約内容及び金額については、選定業者の提案内容、見積書を精査し、双方協議の上決定する。

１３.その他留意事項

（1）優先候補者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定するため、事業趣旨に合致しない事項については、町と優先候補者間で協議のうえ、是正し実施することとする。よって、企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。

（2）契約締結の際は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、嘉手納町契約規則第38条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

１４. スケジュール

平成28年12月 14日（水）～12月22日（木）17時まで 募集期間

平成28年12月22日（木）17時まで 企画提案書提出期限

平成28年12月28日（水）一次審査（書類審査）及び

二次審査（プレゼンテーション）

平成28年12月28日（水） 審査結果通知（予定）

１５. 受託者の責務

* 1. 守秘義務

受託者は、本事業の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、事業実施に際してはコンサルタントとしての中立を遵守すること。

* 1. 再委託の禁止

受託者は、本事業に係る全部を第三者に再委託することはできない。